

第2回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG会合 の議事概要について

1 日 時 平成 18 年 11 月 20 日 (月) 13:00～15:00

2 場 所 永田町ビル会議室 (東京都千代田区)

3 議事概要

(1) 平成 18 年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の状況について

事務局から平成 18 年度の普及事業について資料 2 により、説明会の開催、事業者認定状況 (約 2,600 事業者認定)、パンフレットの作成配布状況 (事業者向け、一般消費者向け併せて約 75,000 部既配布)、約 5 か国語のパンフレット作成、ホームページの開設及び今後の整備、商品フェア等での展示会開催状況、国際セミナーの開催計画などの説明がありました。

(2) ホームページ (合法木材ナビ) の運用について

事務局から資料 3 により違法伐採対策に関する情報の提供のためホームページ (合法木材ナビ) を 10 月 6 日に一般公開した旨説明がありました。また、認定団体が独自に書き込み出来る自立循環型ページ及び国際セミナーに関するページの拡充計画について説明がありました。

(3) シンボルマークの作成とその使用について

事務局から資料 4 により合法木材マークの作成と使用に関して、各委員からの意見及び事務局の見解等について説明が行われました。

NGO 5 団体の意見 (別紙 1)、製紙連合会の意見 (別紙 2) について関係委員から説明が行われた後、次のような意見交換が行われました。

- ① ガイドラインによる合法性の証明制度が定着していない段階でマークを作成し、貼付するのは時期尚早である。
- ② 合法木材の証明制度は合法性について最低限のチェックをする制度であり、マークの貼付は優位性を強調することになりかねないので、その作成の意義を認められない。
- ③ 使用基準、責任等について十分検討して関係者の合意を得た上で導入すべきである。
- ④ 文具類製造者、建設関係者等からマークの作成について要請がある。
- ⑤ 合法性の証明制度の定着に相当のエネルギーを使ってきており、グリーン購入法の対象物品となった合法木材製品の販売促進に寄与したい。
- ⑥ 違法伐採対策推進キャンペーン用のマークを先行して作成したい。
- ⑦ キャンペーン用のマークについては、各団体の認定制度を厳しくチェックしてクリアできた団体のみマークの使用を許可するとすれば、制度の底上げにもなるので否定はしない。

ただし、このようなマークの使用登録制度を作って運用する場合それなりの事務労力が必要となる。

以上のような意見交換について座長が次のとおり集約されました。

- ① 製品にマークを貼付することは時期尚早との意見もあるので見合わせる。違法伐採対策推進キャンペーン用のマークの作成については、今後さらにWGで検討する。
- ② 事務局でマーク使用についてのチェック体制を検討してWGに提示する。

(4) 国際セミナーの開催について

事務局から資料5に基づき「違法伐採総合対策推進国際セミナー2007in 東京」(2007年2月26～27日)について説明が行われました。

委員から、招待講演者の中に木材輸出国だけでなく先進国調達側及びNGOの関係者も入れてほしい旨の要望が出されました。

事務局から先進国調達側及びNGOの関係者については来年以降の国際セミナーで考えたい旨説明がされました。